

「社会教育実習生受入事業」実施要項

国内の大学その他の教育機関（以下「大学等」という。）に在籍する学生等で、社会教育実習の単位を取得するため、主催事業の運営及び会館の利用者の受け入れに関する業務の体験実習を通じて、女性教育の現状及び女性関連施設の役割等について学習することを目的とするものを、社会教育実習生として受け入れます。

社会教育実習生の受入は、次のとおりです。

1 受入れ期間

別紙1「令和6年度社会教育実習生受入期間等一覧」のとおりです。

2 実習申込み

(1) 別紙2「申込書」により大学等からの申請によるものとします。

(2) 受入人数は別紙1のとおりとし、申込み多数の場合は、選考の上通知するものとします。

3 指導担当者

主たる指導担当者は、別紙1のとおり当該実習生を受入れる主催事業等を担当する課の専門職員等とします。

4 実習時間

1日の実習時間は原則として8時30分から17時としますが、主催事業実施期間中については指導担当者の指示によるものとします。

5 評価

大学等から、社会教育実習生の評価について申し出がある場合は、理事長は、社会教育実習生が所定の実習を修了した後、指導担当者の意見を踏まえ評価を行い、当該大学等にその結果を報告するものとします。

6 実習内容

申請大学（担当教員）等との協議に基づき、次の内容を取り入れた実習計画とします。

- ① 女性教育の現状と国立女性教育会館の役割に関する講義
- ② 会館の事業についての講義
- ③ 主催事業の実施に関する業務
- ④ 情報に関する業務
- ⑤ その他

7 経費

(1) 実習料

大学等が、事前に実習料として参加者1名につき4,000円を会館へ納付してください。

(2) その他、実習に際し要する経費については、本人負担とします。

例：食費、自宅から会館への交通費、宿泊代（1泊1,800円）、保険料（各自で加入）、その他必要な経費

8 その他

実習生は、実習の記録を作成し指導担当者に提出することとします。

9 申込み・問い合わせ先

国立女性教育会館 総務課：石坂、島田

TEL 0493-62-6719 (直)

FAX 0493-62-6722

メールアドレス admindiv@ml.nwec.go.jp

※ 気象状況、天災、感染症、官公庁からの指示、その他主催者が事業を安全かつ円滑に実施することが困難と判断した場合には、やむを得ず受入を中止する場合があります。あらかじめ御了承ください。なお、最新情報はホームページ上でお知らせします。